~会計を通じて人に幸せを~

Hirai's bez-

2013年 7月号 (No. 55)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-22-1

芝浦アイランドエアタワー1704号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m_hirai@hirai-ao.com URL:http://www.hirai-ao.com/

NISA(ニーサ)ってなんなのさ?少 額 投 資 非 課 税 制 度 とは

最近テレビ広告でNISA (ニーサ) という言葉を見聞き するけど何だかよく分からない…。そんなビギナー投資 家の方のために制度の概要をご説明します。

◆概要

NISAとは「少額投資非課税制度」といって、株式や 投資信託の配当金や売買益にかかる税金が非課税になる 制度のことです。イギリスの I S A (Individual Savings Account) という制度の日本版 (NIPPON) なのでNISAと 名づけられました。NISAの口座を開設し、この口座 で上場株式や株式投資信託を購入すると、購入した株式 や信託の配当金や売買益に税金(H26.1 月より 20.315%) がかからなくなります。NISA口座で購入できる金額 は年100万円までで、非課税期間は購入から5年間です。 NISA口座は国内在住で 20 歳以上の方は誰でも開設 できます。制度は平成26年1月1日にスタートし、口座 の開設は平成35年12月31日まで(10年間)です。住民 票や所定の申請書等を証券会社や銀行に提出して、口座 を開設できます(詳細は各金融機関に確認してください)。 対象の商品は「上場株式・外国上場株式・公募株式投資 信託・上場投資信託(ETF)・上場 REIT(不動産投資信託)」 などです。非上場株式・公社債・公社債投資信託・先物 取引・FX・預貯金などは対象になりません。

◆口座開設の注意点!

NISA口座は1人1口座しか開設できません。異なる 金融機関でも口座は複数持てません。また1度開設した 口座は最初4年間は変更できません。金融機関によって 取り扱う商品が違うので口座開設する金融機関は慎重に 考えましょう。現在保有している株式等をNISA口座 へ移すこともできません。平成26年1月1日以降新たな 資金で投資する必要があります。NISA口座で売買を 繰り返しても非課税の対象は年100万円の購入までです。 使わなかった非課税枠を翌年以降に繰り越すこともでき ません。またNISA口座で損失が出ても他口座の利益 との相殺もできません。NISA口座の投資先は、元本 割れしない、5 年以内に値上がりする、分配金等が安定 して入る、といった商品を選ぶ必要があるようです。

100万円 非課税 H26年 投資 100万円 H27年 5年経過後の株式等は課税口座へ移すか、 投資 翌年のNISA口座を利用し非課税継続できる 100万円 H28年 投資 100万円 → H29年 投 資す 100万円 H30年 投資 年 H31年 度 100万円 → H32年 投資 100万円 H33年 非課税 投資 100万円 非課税 H34年 投資する年度がH30年~H35年の間は 投資 NISA口座の投資総額は最大500万円 100万円 H35年 投資

H26年 H27年 H28年 H29年 H30年 H31年 H32年 H33年 H34年 H35年 H36年 H37年 H38年 H39年

※このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送り させて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。